

お知らせ（その1）

令和4年1月4日から下記の申請手続について、警察行政手続サイトからの
オンライン申請が始まります。

対象

通行禁止道路通行許可の申請

- 過去に許可を受けた申請であって、今受けている許可の期間が満了していないもののうち、次に該当するもの。
 - ・ 許可を受けた期間の変更（例：許可期間の延長、日時の変更）の申請
 - ・ 運転者の追加又は変更の申請
 - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

駐車許可の申請

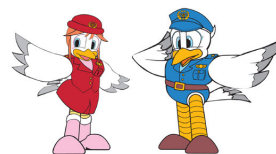
- 過去に許可を受けた申請であって、今受けている許可の期間が満了していないもののうち、次に該当するもの。
 - ・ 許可を受けた期間の変更（例：許可期間の延長、日時の変更）の申請
 - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請

- 過去に許可を受けた申請であって、今受けている許可の期間が満了していないもののうち、次に該当するもの。
 - ・ 許可を受けた期間の変更（例：許可期間の延長、日時の変更）の申請
 - ・ 運転者の追加又は変更の申請
 - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

安全運転管理者・副安全運転管理者の届出関係

- 安全運転管理者等の選任の届出
- 安全運転管理者等の解任の届出
- 安全運転管理者等の届出記載事項の変更の届出



申請先

「警察行政手続サイト（<https://proc.npa.go.jp/>）」（※警察庁のサイトです）

- 1 令和4年1月4日のサイト運用開始以降、兵庫県警察ホームページから「警察行政手続サイト」の対象手続にリンクできます。
- 2 詳細な手続要領等については、令和4年1月4日以降同サイトを確認するか、申請する場所を管轄する警察署又は兵庫県警察本部の対象手続の担当係にお問い合わせください。

道路使用許可申請は、令和3年6月からオンライン申請が始まっています。
(下記の対象に限定)

※警察行政手続サイトを利用

対象



道路使用許可の申請

- 過去にも同様の許可を受けたことがあり、今受けている許可の期間が満了していないもので次に該当するもの。
 - ・ 許可期間の延長の申請
 - ・ 道路交通環境がほぼ同じ場合の場所の変更の申請
 - 【例1】 道路工事区間を変更する場合であって、通行可能な道路幅員がほぼ同じで、かつ、変更後の区間に交差点を含まず、迂回路等に変更がない場合
 - 【例2】 工作物の接近した場所への移動であって、変更後の設置場所が「交差点」「横断歩道」「自転車横断帯」及びこれらに接する「歩道部分」に接しておらず、かつ、通行可能な道路幅員に変更がない場合
- 場所・期間・方法・形態が例年実施しているイベント等と同じもの。
 - 【例】 毎年恒例の地区のお祭りであって、
 - ・ 道路の新設、大型ショッピングセンター等の新設、大型駐車場の新設
 - ・ 付近で大規模イベントが実施されていないなど交通環境に変化がないもの。

道路使用許可の変更の届出

- 過去にも同様の許可を受けたことがあり、今受けている許可の期間が満了していないもので次に該当するもの。
 - ・ 申請者又は現場責任者の変更の届出
 - ・ 申請者又は現場責任者の住所の変更の届出
 - ・ 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更の届出

お知らせ (その2)

令和4年1月4日から下記の申請手続について、パソコンからe-ひょうごを利用したオンライン申請が始まります。※一部オンライン申請ができないケースがあります。

対象

駐車禁止除外指定車標章の交付申請

通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章の交付申請

緊急通行車両等の事前届出

規制除外車両の事前届出

申請先

1 令和4年1月4日の運用開始以降、兵庫県警察ホームページから「e-ひょうご」の申請手続サイトにリンクできます。

2 対象手続のオンライン申請に関するお問い合わせ先 (令和4年1月4日～)
兵庫県警察本部交通規制課
平日 9:00～17:00 電話 (代表) 078-341-7441

